鳥取・島根広域連携協働事業

○○○○○○○事業共同体協定書

（目的）

1. 当共同体は、鳥取・島根広域連携協働事業○○○○○○○事業を共同連帯して実施し、鳥取・島根両県の地域社会へ同等に貢献することを目的とする。

（名称）

1. 当共同体は、鳥取・島根広域連携協働事業○○○○○○○事業共同体と称する。

（事務所の所在地）

1. 当共同体は、事務所を○○○○○に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

1. 当共同体は、令和○○年○月○日に成立し、鳥取・島根広域連携協働事業の履行が完了するまでの間は、解散することはできない。

（構成員の住所及び名称）

第５条 当共同体を構成員は、次のとおりとする。

鳥取県○○市○○

特定非営利活動法人○○○○

島根県○○市○○

特定非営利活動法人○○○○

（代表者の名称）

第６条 当共同体は、特定非営利活動法人○○○○代表者を代表とする。

２ 前項の代表者が退任した場合は、当共同体は、新代表者を選任して、これを鳥取・島根両県に通知するものとする。

３ 前項の通知前に従前の代表者が鳥取・島根広域連携協働事業に関しなした行為につい

ては、当共同体はこれを有効とし、発注者に対してその責めに任ずるものとする。

（代表者の権限）

第７条 当共同体の代表者は、鳥取・島根広域連携協働事業に関し当共同体を代表して、次の権限を有するものとする。

一 提案書の提出に関する権限

二 鳥取・島根両県との契約に関する権限

三 鳥取・島根両県と折衝する権限

四 委託料又は補助金の請求、受領に関する一切の権限

（構成員の責任）

第８条 当共同体の各構成員は、鳥取・島根広域連携協働事業の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（業務途中における構成員の脱退）

第９条 構成員は、当共同体が第４条に規定する解散の日まで脱退することができない。

（その他）

第１０条 この協定書に定めのない事項については、構成員の間において定めるものとす

る。

この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、各構成員が記名押印の上、各自

１通を保有する。

令和○○年○〇月○〇日

鳥取県○○市○○

特定非営利活動法人○○○○

代表者 ○○ ○○ ○印

島根県○○市○○

特定非営利活動法人○○○○

代表者 ○○ ○○ ○印